

高齢者虐待防止のための指針

株式会社スマイル

高齢者虐待防止のための指針

1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員が本指針を遵守し、業務にあたるものとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行すべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をする又はさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待防止に係る検討委員会の設置

当事業所では、高齢者虐待防止のための「虐待防止検討委員会」を設置します。

(1) 設置目的

高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見の徹底について、組織的対応を図ることを目的に設置します。

(2) 虐待防止検討委員会の構成員

ア) 管理者

イ) 生活相談員

ウ) 介護職員 等

この委員会の総括責任者は管理者とします。

(3)虐待防止検討委員会の開催

- ・年1回以上、身体的拘束等適正化検討委員会と併せて開催します。
- ・必要時は、随時開催します。

(4)虐待防止委員会の審議事項

- ・虐待に関する基本理念、行動規範等の職員への周知に関すること。
- ・本指針の内容及び改正に関すること。
- ・職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
- ・虐待予防、早期発見の徹底に向けた取り組みに関すること。
- ・虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
- ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

4. 高齢者虐待防止のため職員教育・研修

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための教育・研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。

- (1)年1回以上の定期的な研修を、身体的拘束等の適正化のための研修と併せて実施します。
- (2)新採用者に対する研修を、採用後6月以内を目途に実施します。

5. 高齢者虐待が発生した場合の対応方法

- (1)高齢者虐待が発生した場合は、速やかに保険者に報告するとともに、その要因の速やかな排除に努めます。また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職等の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2)緊急性の高い事案の場合は、保険者及び警察等の協力を求め、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。
- (3)利用者、家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針及び公益通報等の保護に関する規程に従って対応します。
- (4)当事業所以外において虐待が疑われる場合は、関係機関等に報告し、速やかな解決に努めます。
- (5)当事業所内において虐待が疑われる場合は、虐待防止検討委員会の総括責任者に報告し、速やかな解決に努めます。
- (6)事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し職員は常日頃から虐待の早期発見に努めます。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者又はその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明を行うとともに、

その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行うものとする。

7. 苦情受付体制

- (1) 苦情受付窓口を明示し、職員・利用者・家族等が安心して相談できる環境を整備する。
受付担当者は、内容を管理者へ報告し、必要に応じて虐待防止委員会で対応を協議する
- (2) 苦情内容の取り扱いに際しては、相談者の個人情報保護に十分配慮し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- (3) 苦情受付後は、事実確認を行い、必要な改善措置を講じる。対応結果は相談者に報告し、納得が得られるよう説明責任を果たす。
- (4) 苦情内容により、必要に応じて市町村窓口や権利擁護支援機関等と連携し、適切な対応を図る。

8. 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上にも公開します。